

新成人の皆さんへ 20歳になったら国民年金



●「学生納付特例制度」と「納付猶予制度」
学生納付特例制度
学生で本人の所得が基準以下または失業などの理由がある場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。申請には学生証が在学証明書が必要です。

●国民年金付加年金制度

付加年金をご存知ですか

国民年金の定額保険料（月額1万6340円）に加えて付加保険料（400円）を納めると、老齢基礎年金に付加年金が上乘せられます。

納付猶予制度

50歳未満の人で、本人や配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

申請はお早めに

学生納付特例制度、納付猶予制度は、申請期間が定められています。申請が遅くなると、申請日前に生じた不慮の事故や病気による障がいについて、年金を受け取ることができなくなることがあります。

追納制度をご存知ですか

納付猶予などの承認を受けた期間があると、保険料を全額納付したときに比べ、将来受け取る老齢年金額が少なくなります。これらの期間分の保険料は、10年以内であれば、申し出により後から納めることができます。ただし、経過期間に応じて加算額が上乘せられます。

●国民年金加入後の流れ

年金手帳が届きます
年金手帳は、年金の加入制度が変わったときや年金の請求手続きなど、一生涯使用しますので大切に保管してください。

厚生年金保険に加入していた人、障害・遺族年金を受け取っている人、あるいは受け取っていた人は、すでに基礎年金番号をお持ちですので、年金手帳は届きません。

●国民年金加入するには

年金事務所から送付された「国民年金被保険者資格取得届書」に必要事項を記入し、誕生日の前日から14日以内に郵送または健康推進課各支所市民生活課に提出してください。

20歳になった時点で次の①②に該当する人は提出不要です。

- ① 厚生年金保険に加入している人
- ② 厚生年金保険に加入している配偶者に扶養されている人（国民年金の加入の手続きは、配偶者の勤務先を経由して行いますので、配偶者の勤務先に必ず連絡してください）

●国民年金のポイント

将来の大きな支えになります

国民年金は20歳から60歳までの人が加入し、保険料を納める制度です。国が責任を持って運営するため安定しており、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

老後のためだけではありません

国民年金には、年を取ったときの「老齢年金」のほか「障害年金」や「遺族年金」もあります。

●国民年金加入後の流れ

年金手帳が届きます

年金手帳は、年金の加入制度が変わったときや年金の請求手続きなど、一生涯使用しますので大切に保管してください。

厚生年金保険に加入していた人、障害・遺族年金を受け取っている人、あるいは受け取っていた人は、すでに基礎年金番号をお持ちですので、年金手帳は届きません。

●国民年金加入後の流れ

年金事務所から送付された「国民年金被保険者資格取得届書」に必要事項を記入し、誕生日の前日から14日以内に郵送または健康推進課各支所市民生活課に提出してください。

20歳になった時点で次の①②に該当する人は提出不要です。

- ① 厚生年金保険に加入している人
- ② 厚生年金保険に加入している配偶者に扶養されている人（国民年金の加入の手続きは、配偶者の勤務先を経由して行いますので、配偶者の勤務先に必ず連絡してください）

（例）4月1日生まれ↓3月31日から加入↓3月分から納付